

○愛別町個人情報保護条例

平成17年3月11日条例第3号

改正

平成19年6月21日条例第13号

愛別町個人情報保護条例

(目的)

第1条 この条例は、町の保有する個人情報の開示等を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の基本的人権を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別することができるものをいう。
- (2) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (3) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)その他一定の事項を記録しておくことのできるこれらに類するものをいう。
- (4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関の公文書に記録されているものをいう。
- (5) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講ずるとともに、町民及び事業者への個人情報の保護に関する意識啓発に努めなければならない。

(町民の責務)

第4条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する町の施策に協力するとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利及び利益を侵害しないように努めなければならない。

(適用上の注意)

第5条 この条例の適用に当たっては、事業者及び町民の権利と自由を不当に侵害してはならない。

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ次の各号に定める事項を町長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務の目的
 - (3) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
 - (4) 個人情報の対象者の範囲
 - (5) 個人情報の記録項目
 - (6) 個人情報の収集方法
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定により届出のあった事項を変更又は当該届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定は、町の職員及び職員であった者に関する事務については適用しない。
(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明らかにし、適正

かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 本人(法定代理人を含む。)の同意があるとき。

(2) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定に基づく場合

(3) 第8条第1項第5号の規定に基づき他の実施機関から提供を受けるとき。

(4) 出版、報道等により公にされているとき。

(5) 個人の生命、身体、健康、生活、財産の保護のため、やむを得ないと認められるとき。

(6) 所在不明、心神喪失等の理由により本人から収集することができない場合であって、本人の権利及び利益を不当に侵害するおそれのないとき。

(7) 前各号に定めるもののほか、公益上必要があると実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、第2項ただし書きの規定により個人情報を本人以外から収集したときは、次の各号に掲げる事項を町長に届け出るとともに、本人に通知しなければならない。ただし、愛別町個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見により本人に通知する必要がないと認めたときは、この限りではない。

(1) 収集の目的

(2) 本人以外から収集した理由

(3) 収集した情報の項目

4 実施機関は、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき、又は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であると認めるときは、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集した目的以外に利用し、又は実施機関以外のものに提供(以下「目的外利用等」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、健康、財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 同一の実施機関内で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、個人情報を利用し、又は提供することが当該実施機関の所掌事務の遂行に必要かつ不可欠のものであり、かつ、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 町が他の地方公共団体と構成する組合に対し、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要があると実施機関が審査会の意見を聴いて認めたとき。

2 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合においては、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を求めなければならない。

3 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認める場合を除き、実施機関以外のものに対して、通信回線により結合された電子計算組織を用いて、個人情報を提供してはならない。

(適正管理)

第9条 実施機関は、個人情報を適正に維持管理し、その管理する個人情報を正確かつ最新なものとしておかなければならぬ。

2 実施機関は、前項の目的を達成するため、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び損傷等(以下「漏えい等」という。)を防止する等必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、第1項の目的を達成するために保有する必要がなくなった個人情報について、確実かつ速やかに廃棄又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的資料として保存するべき情報については、この限りではない。

(委託等の措置)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部の処理を実施機関以外のものに委託及び公の施設の管理者の指定(以下「委託等」という。)をしようとするときは、委託等に関する契約書等に個人情報の漏えい等の防止に関する事項、契約等に違反したときの契約等の解

除及び損害賠償に関する事項等を明記するものとし、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から前項に規定する処理の委託等を受けたものは、漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の規定による委託等を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(開示請求)

第11条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に係る個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関が特別な理由があると認める者は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が反対の意志を表示したときは、この限りではない。

(開示しないことができる情報)

第12条 実施機関は、次の各号に該当する個人情報については、当該個人情報の開示をしないことができる。

(1) 法令等により、本人に開示することができない個人情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する個人情報が含まれている情報であつて、開示することにより、第3者の正当な権利又は利益を侵すと認められるとき。

(3) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであつて、本人に知らせることにより、当該事務事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(4) 開示することにより、個人の生命、健康、生活又は財産の保護その他の公共の安全と秩序保持に支障が生じると認められるとき。

(5) 国又は他の地方公共団体(以下「国等」という。)との間における協議、信頼、委任に基づいた事務事業に含まれる個人情報で、国等との協力関係、信頼関係及び事務事業の適正な遂行に支障を生ずると認められるとき。

(6) 実施機関内部又は相互の審議、検討及び協議等に関する事務事業に含まれる個人情報であつて、率直な意見交換若しくは意志決定の中立性が損なわれるおそれ及び不當に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不當に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとき。

(7) 実施機関又は国等が行う検査、監査、調査、許可、認可、入札、交渉、訴訟その他の事務又は事業に含まれる個人情報であつて、開示することにより、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(8) 法定代理人等による開示請求がなされた場合であつて、開示することが本人の利益に反すると認められるとき。

(部分開示)

第13条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に前条のいずれかに該当する個人情報が含まれる場合において、その部分を容易に区分することができるときは、当該部分を除いた部分について開示しなければならない。

(自己に関する個人情報の訂正請求権)

第14条 何人も、実施機関が保有する自己に関する情報について事実に誤りがあると認めるときは、実施機関に対して、その訂正(追加削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 前項の請求をしようとする者は、実施機関に対して、その請求内容が正当であることを証明する書類等を提出、又は提示しなければならない。

(自己に関する個人情報の中止請求権)

第15条 何人も、実施機関が行う自己に関する個人情報の取扱いがこの条例の規定に違反していると認められるときは、当該個人情報の取扱いの中止を当該実施機関に請求することができる。

(代理人請求)

第16条 未成年者又は法定被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求又は前2条の規定による請求(以下「訂正請求等」という。)をすることができる。

(請求の方法)

第17条 開示請求又は訂正請求等をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求又は訂正請求等に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正、削除又は中止の内容(開示請求の場合を除く。)

(4) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 前項の請求書を提出した者(以下「請求者」という。)は、自己が当該開示請求又は訂正請求等に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。ただし、緊急を要する場合で実施機関において、複数の者が確実に本人又はその法定代理人であることが確認できるときは、この限りではない。

(請求に対する決定)

第18条 実施機関は、前条第1項の規定による請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して15日(訂正請求等にあっては、30日)以内に、当該請求に対する決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項による決定をしたときは、速やかに書面により次に掲げる事項を請求者に通知しなければならない。

(1) 決定の内容

(2) 請求の一部又は全部に応じない旨の決定であるときは、その理由

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量である等のやむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定ができないときは、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、当該延長の期間及び理由を速やかに請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、開示請求に係る個人情報が存在しないときは、当該情報が不存在であることを理由として開示をしない旨の決定をしなければならない。

(個人情報の存否に係る情報)

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、開示しないことができる情報を開示してしまうこととなるときは、当該個人情報の存在を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示等の実施)

第20条 個人情報の開示は、実施機関があらかじめ指定する日時及び場所において、個人情報が記録されたものの種類、性質及び状態に応じ、閲覧、視聴又は写しの交付の方法により行うものとする。

2 実施機関は、前項に規定する方法により個人情報の開示をすることにより、当該個人情報が記録されているものが汚損又は破損するおそれがあるとき、その他合理的な理由があるときは、当該個人情報が記録物を複写したものの閲覧、写しの交付その他の方法により開示することができる。

3 第17条第2項の規定は、前2項の規定により個人情報の開示を受ける者について準用する。

4 実施機関は、第18条第1項の規定により訂正請求等の一部又は全部について応じる旨の決定をしたときは、速やかに当該訂正請求等に係る個人情報について、必要な範囲で訂正し、削除し、又は目的外利用等を中止しなければならない。この場合において、当該個人情報の外部提供を受けている者がいるときは、その者に対して当該個人情報について訂正させ、削除させ、利用を中止させる等必要な措置を講じなければならない。

5 実施機関は、前項の規定により個人情報について訂正、削除、目的外利用等の中止等必要な措置を講じたときは、その内容を請求者に通知しなければならない。

6 実施機関は、第18条第1項の規定により訂正請求等の全部について応じない旨の決定をしたときは、その内容を請求者に通知しなければならない。

(費用の負担)

第21条 この条例の規定による個人情報の開示及び訂正等に係る手数料は無料とする。ただし、個人情報の写しを交付するための作成費用及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(不服申立て)

第22条 実施機関は、第18条第1項の規定による決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあったときは、当該申立てが不適法であるとき、又は不服申立ての請求を容認するときを除き、審査会に諮問して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

(他の法令等との調整)

第23条 この条例は、法令等([愛別町情報公開条例](#)は除く。)の規定により開示又は訂正等の手

続きを読むが定められている個人情報については、適用しない。

2 この条例は、一般の利用に供することを目的として保有している個人情報については適用しない。

(個人情報保護審査会)

第24条 第22条の不服申立てについて審査を行うほか、実施機関の諮問に応じて、個人情報保護制度に係る重要事項について審議するため審査会を置く。

2 審査会の委員は、[愛別町情報公開条例\(平成12年条例第54号。以下「情報公開条例」という。\)第19条](#)に規定する委員をもって組織する。

3 前2項に定めるもののほか、審査会の組織および運営に関しては、[情報公開条例第19条](#)の規定を準用する。

(運用状況の公表)

第25条 町長は毎年1回実施機関におけるこの条例の運用状況をとりまとめ、公表するものとする。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(罰則)

第27条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第10条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人情報に属する事項が記載された第2条第4号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第28条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第29条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第30条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に実施機関が行った個人情報の収集若しくは利用又は提供は、この条例の施行の日以後においては、この条例の規定により行われたものとみなす。

3 愛別町電子計算組織の管理・運営及び個人情報の保護に関する条例(平成元年条例第5号)は、廃止する。

附 則(平成19年6月21日条例第13号)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。